

(議長)

日程第5、報告第1号 江差町国民保護計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

報告第1号 江差町国民保護計画の変更についてでございます。

平成19年3月に策定していただきました「江差町国民保護計画」について、一部、内容の変更等を行いましたので、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第35条第8項において、準用する同条第6項の規定により、報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

江差町国民保護計画の変更内容についてご説明を申し上げます。お配りしております定例会資料の1ページをお開き願いたいと思います。

国民保護計画の変更内容につきましては、昨年12月10日付で北海道の方に改正の協議を行い、了承された事から、本定例会に報告を申し上げる所でございます。変更の内容につきましては、修正理由、各ページの右側に修正理由が書かれております。

まず1つはデータの時点修正であります。人口の増減による修正等になります。

続きまして2ページです。2ページにつきましては、組織機構の改正による変更となります。建設課が建設水道課に変わっている所による所です。

3ページ、3ページは地方自治法の改正による変更でございます。助役が副町長に変更になっている、その他組織機構の課の設置条例の改正に伴うものであります。

続きまして4ページ、4ページも同じく組織機構の改正によるものであります。

5ページ、5ページにつきましては、災害時等における北海道及び市町村相

互の応援に関する協定を締結したことによる変更による事であります。

6 ページです。6 ページには平成 23 年 3 月に J-ALERT を導入した事に伴う文言の修正であります。

7 ページであります。同じく地方自治法の改正によるもので、助役が副町長に名称変更になったものであります。

8 ページ、8 ページも 7 ページと同様であります。

9 ページ、9 ページは国の基本指針の変更に伴う変更であります。国の基本指針において、武力攻撃事態等合同対策協議会の開催に関する規定が新設されたため、当協議会の連携に関する規定を設けるものであります。

10 ページです。10 ページも具体的記述等への変更で、自衛隊の組織名及び職名を具体的に記載する事により、わかりやすい記述をしたものであります。

11 ページです。11 ページは安否情報システムの運用開始に伴う変更であります。以降、項番号の繰り下げに伴うものであります。

12 ページ、12 ページも項番号の繰り下げに伴うものであります。以上、国民保護計画の変更について、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、報告第 1 号については、これをもって報告済といたします。

**(議長)**

日程第 6、報告第 2 号 江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・評価報告についてを議題といたします。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、説明を省略し、ただちに質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

**「小野寺議員」**

説明あると思ったんですが。毎年本当に多方面に渡った点検やってるなあと

いう事で、私も読ませてもらってます。中身は広いので、2つについて確認と言いますか。させていただきたいと思います。

ページで言いますと、ページあったかな。ページが無いか。えっと別紙、いわゆるシートの方。本文じゃなくて、評価シートの方のNo.で言いますと、No.5。No.5とNo.8を関連でお聞きしたいと思いますが、これは特別支援教育の支援員の関係です。それで毎回なんですけど、要は江差町の事について改善を図れと。私なりに受け止めてるんですよ。中学校で言うと、配置がないと。下の方に書いております。この点について改めて評価の報告書を受けて、教育委員会としてどのように検討しているのかが1つ。

もう1つ。No.6。これも毎回聞いている事ですし、場合によっては予算審議の中でまた別の角度から聞きたいと思ってる事なんですけど、ここにありますので。スクールバスの事なんです。縷々言いません。この間言ってる事ですので、お分かりだと思いますが、改めて今回の評価で町との検討を継続する事。どんな継続、検討をしているのか、この何年間見えない部分があるんですけど、簡潔に教えていただきたいと思います。

**(議長)**

「学校教育課長」

**「学校教育課長」**

特別支援員の配置については、現在特別支援学級に通ってる生徒さん以外にも、普通クラスにある意味グレーゾーンと呼ばれるそういう特別支援教育を必要とする生徒さん、児童の方もいらっしゃるという中で増員要望というのはしておりますが、基本的に町財政全般の中での取捨選択ありまして、平成23年度評価としてはこういう事で、今回25年度の予算においては増員をされたという状況でございます。

それからスクールバスの検討についても、平成23年度の段階で鹹川地区ですとか、国道の沿線関係も含めてですね、地域公共交通等の兼ね合いの中で、スクールバスの活用が出来ないかという事を町内の関係課と共に検討する事ということで検討を続けて参った所でございます。一応あの、主担当が私の方ではございませんが、24年度にですね、本格的に買い物バスですとか、スクールバス、それから路線バス、それから鹹川の代替タクシーですとかという事も含めた中での検討した中で、今の所直接スクールバスをですね、その公共関連との中でですね、活用する事はちょっと難しいのかなというのが、今の現状でございます。以上です。

(議長)

いいですか。「小野寺議員」

「小野寺議員」

支援員の増員は小学校ですよ。ですからそれはいいんです。中学校の方です。わかります。わかりますが、少なくとも評価員としても問題意識をこのようにきちっと明示されてるんですよ。その点を、小学校はまあまあ努力の部分ではわかりますけど。その点もう1回。

(議長)

「学校教育課長」

「学校教育課長」

特別支援員につきましては、小学校の方が学年数も多い、学級数も多いという中で、必要性高いだろうと。それから中学校になりますと、やはりあの特別支援教育は必要としておりますけども、基本的に個人の能力も上がってきてる中ではですね、小学校の方が優位にという事で今回も小学校の方の増員となったという状況でございます。

(議長)

いいですね。他に質疑希望ありませんので、報告第2号については、これをもって報告済といたします。

(議長)

日程第7、議案第1号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第12号)について、日程第8、議案第16号 江差町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例の制定についてを一括議題といたします。一括して、提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第1号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第12号)について、及び議案第16号 江差町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例の制定についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、国の補正予算に関連する事業、及び人件費補正、他併せて15事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、

歳入歳出予算の総額にそれぞれ702,589千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,637,915千円とするものでございます。

併せまして、継続費、繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

また、補正予算関連議案といたしまして、基金の廃止に関する条例の制定についてお願いするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決方よろしくお願いを申し上げます。

### (議長)

「総務財政課長」

### 「総務財政課長」(補足説明)

それでは補正の方、説明いたします。補正予算議案の2ページ、予算構成表でご説明いたします。よろしくお願いたします。

1つ目でございます。「農業体質強化基盤整備」。資料も添付してございます。資料2も併せてご覧いただきたいと思います。

内容でございます。排水不良となっている水田の暗渠排水整備、畦畔の除去による区画拡大をするものでございます。対象予定戸数は、暗渠排水が7戸、それから区画拡大が2戸でございます。

補正額は32,973千円、財源内訳は国庫支出金25,000千円、その他特定財源これは農家負担でございます。7,090千円、一般財源が883千円でございます。

次に「江差小学校屋内体育館耐震改修」でございます。

内容につきましては、本年度実施設計に引き続きまして、耐震改修工事を実施するものでございます。

補正額は47,393千円、財源内訳は国庫支出金33,666千円、地方債が13,700千円、一般財源が27千円でございます。

次に「江差小学校屋内体育館耐震改修工事実施設計業務委託」でございます。

内容につきましては、今申し上げました耐震改修工事の補正に伴いまして、実施設計分も、地方債を充当できることになりました。従いまして財源更正をするものでございます。

以上が国の予備費等を活用しての補正でございます。

次に「水堀排水機場附帯施設整備」でございます。これは資料3も併せてご覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、老朽化による附帯施設、空気圧縮機、それから自家発電装置等の交換を行うものでございます。

補正額は4,179千円、財源内訳は国庫支出金が3,640千円、一般財源は539千円でございます。

次に「かもめ島遊歩道防護柵改修」でございます。資料の4も併せてご覧いただきたいと思えます。

内容です。島の上の老朽化あるいは倒壊した木柵について、改修するものでございます。改修の総延長がおよそ720mを予定してございます。

補正額が9,482千円、財源内訳は道支出金が8,533千円、一般財源が949千円でございます。

次に「町営住宅南が丘第2団地外壁等改修」でございます。

内容は、南が丘第2団地、これは全11棟ございますけども、その内今回4棟の改修を行うものでございます。3カ年計画の改修事業です。

補正額は21,838千円、財源内訳は国庫支出金18,690千円、一般財源が3,148千円でございます。

次に「江差中学校改築整備」でございます。

内容は、江差中学校の本体工事。これは2カ年の計画をしておりますけれども、1年目の事業を前倒しするものでございます。

補正額が582,490千円です。本体工事のおよそ4割分の計上となったところでございます。

なお、これとは別に25年度の当初予算で、今回の補助金等から対象外となる部分がございます。12,500千円、これは別途25年で計上してございます。

財源内訳、国庫支出金281,498千円、地方債が292,300千円、一般財源8,692千円でございます。

以上の4事業につきましては、国の予算補正を活用しての補正でございます。従いまして、先程の2つの事業と併せまして合計6事業につきましては、国の経済対策関連の補助金、それから交付金をこれらを活用しての、25年度事業を前倒しした形の補正となったところでございます。総額が698,355千円

でございます。

次に「職員人件費」でございます。

内容は、給料、職員手当等、共済費について、人事異動によりそれぞれの科目において過不足が生じたことから、補正又は減額補正をするもので、最終的に総額で7, 132千円の減額補正をするものでございます。

関連しますので、22ページをお開きいただきたいと思います。給与費の明細書でございます。22ページ。

1つ目の特別職は変更ございません。

2の一般職でございます。(1)の総括表で7, 132千円の減額となっております。要因は、職員の中途退職した分でございます。

以下、職員手当の内訳、それから23ページの(2)の給料及び職員手当の減額等の明細につきましては、記載の通りでございます。

それから2ページの方にまた予算構成表に戻ります。次に「財政調整基金積立」であります。

内容につきましては、この後議案第16号でご提案申し上げますけれども、江差町ふるさと創生基金、江差町営林基金、江差町郷土史編纂基金の3つの条例について廃止することにより、それぞれの基金残について、財政調整基金に繰り入れるものでございます。

江差町ふるさと創生基金が128千円です。江差町営林基金が243千円です。江差町郷土史編纂基金が5, 508千円の総額で5, 879千円となります。

次に「ふるさと応援基金積立」でございます。

内容は、ふるさと応援寄附金を基金に積み立てするものでございます。現在11件の寄附があり、予算が1, 000千円でございます。1, 530千円の寄附がありましたことから、530千円と3千円の利息の合わせまして、533千円を補正するものでございます。

これで、基金の現在高は10, 326千円と見込まれるものでございます。

次に「介護保険特別会計繰出金」であります。

内容につきましては、「保険事業勘定」への繰出し金の補正でございます。内容は人件費159千円、介護サービス事業勘定の収入の減少1, 443千円、これらが見込まれることから合計で1, 602千円の補正をするものでござい

ます。

次に「障害者自立支援給付」でございます。

内容は、給付の増が見込まれることでございますが、1つには日中活動系サービス、これの利用者が増となったこと。もう1つは療養介護サービス、療養介護医療、これも増となったことの要因でございます。

補正額が4,958千円、財源内訳は全額一般財源でございます。ただ国と道の負担金の追加交付の額が決定されておりませんので、全額一般財源という事になります。

次「更正医療給付」でございます。

内容は、更正医療対象者の内、生活保護者の入院等、これの負担が増加したものでございます。

補正額は1,400千円、財源内訳は全額一般財源でございます。同じく国、道の負担金の追加交付ございませんので、全額一般財源という事になります。

次に「民間社会福祉施設整備資金補助」でございます。

内容につきましては、江差福祉会への施設整備に係る元利補助金について、契約変更を行い、24年度以降、最終は28年度までの補助ですけれども、これを減額するものでございます。

補正額は3,406千円の減額でございます。なお、28年度までの5年間の減額の合計、これは16,125千円という見込みでございます。

次に「江差町雇用創造協議会補助」であります。

内容は、平成22年度から24年度までの3カ年、厚生労働省の委託を受け実施しております「雇用推進事業及び実現事業」の中で、23年度事業について北海道労働局の監査の結果、事業対象外と指摘された経費がございます。これを返還する必要が生じたものでございます。この事業は、江差町地域雇用創造協議会が担っている事業でございます。協議会は、自主財源を有してございませんので、町が補てんするための補正のお願いでございます。

23年度の総事業費は、28,052,350円で、対象外となった経費は人件費不足で別科目からの流用した分、それと一部消耗品が対象と認められない分、それからセミナー開催の経費が認められない分、それと備品購入経費が一部認められない分、合わせまして2,178千円。それから平成24年度の人件費に不足が生じる分422千円ございます。合わせまして2,600千円を江差町地域雇用創造協議会の補助金として補正をお願いするものでございま

す。

本件に関しましては、事務処理に解釈の違いがございました。とは言え不手際があったことは否めないところでございます。労働局とは再三にわたり交渉した結果でございます。事情等ご理解いただきたいと思っております。

次「農地集積協力金交付事業」でございます。

内容は、農地の集積が円滑に図られるよう、農地の貸し手に対し協力金を交付する事業でございます。今年度は経営転換協力金5戸、農地集積協力金4戸を予定しておりましたが、経営転換協力金1戸の見込みという事になります。実施計画の変更と減額補正をするものでございます。

補正額は2,700千円の減額でございます。財源内訳は全額、道の支出金でございます。

次に「図書館資料整備」でございます。

内容は行政報告でも説明しました。昨年12月の(株)五勝手屋本舗 代表取締役小笠原隆様より、江差町図書館図書購入のため10万円の寄附があったことに伴い、これを財源として図書館図書の購入の増額補正を行うものでございます。

補正額は100千円でございます。財源内訳は全額その他特定財源(寄附金)でございます。

以上、補正額が合計702,589千円となります。財源内訳は、国庫支出金の362,494千円、道の支出金が6,233千円、地方債が308,900千円です。その他特定財源13,602千円、一般財源は11,360千円となるものでございます。一般財源につきましては、普通交付税を充当するものでございます。

続きまして、関連がございます、6ページお願いします。6ページは「第2表 継続費」でございます。江差中学校の改築整備、これに伴います本体工事を複数年にわたる事業で継続費をお願いするものでございます。総額で1,497,000千円でございます。年度割の額につきましては、記載のとおりでございます。

少し飛びます。24ページをお願いします。24ページ継続費に関する調書でございます。これを記載している支出計画、それから事業の進行状況等記載のとおりでございます。

また、帰りまして7ページでございます。「第3表 繰越明許費」ござい

ます。予算成立後に年度内にその支出を終わらない見込みとなりますことから、翌年度に繰り越して使用するための、繰越明許を行うものでございます。

特別養護老人ホームえさし荘改築整備事業補助につきましては、事業が年度内に完了しない見込みでありますことから、これを繰り越すものでございます。

それから国の経済対策関連の「農業体質強化基盤整備」他4事業につきましても、繰越明許を行うものです。

続きまして8ページ、「第4表 債務負担行為補正」でございます。

内容につきましては、平成25年4月1日から業務の開始が必要なものにつきまして、平成24年度中に契約をします。業務遂行に遺漏なきよう措置をするものでございます。

「広報印刷製本」、「期間 平成24年度～平成25年度」、「限度額2,559千円」。以下、記載のとおりでございます。

25ページに債務負担行為に関する調書もございますので、これも併せてご覧いただきたいと思っております。

続きまして、9ページでございます。「第5表 地方債補正」でございます。起債の目的が「江差小学校屋内体育館耐震改修」、限度額「16,600千円」、起債の方法「証書借入」、「利率5.0%以内とし、ただし書きは記載のとおりでございます。」、償還の方法「借入先の貸付条件による。」とし、ただし書きは記載のとおりでございます。

2件目は、江差中学校改築整備でございます。記載のとおりでございます。

最後です。関連しまして26ページでございます。

平成24年度末の地方債の現在高見込みに関する調書であります。今回の補正後の24年度末で、6,910,930千円となるものでございます。

以上、補正の内容について説明を終わります。

**(議長)**

「町 長」

「町 長」

私の方から、今回の国の補正絡みの関係で、ご案内のとおり江差中学校の改

築整備事業について、町の方で手を挙げていた訳です。その内容が国会が終わったのが2月26日だと。思っており、うちの方にその内示が来たのが2月の28日の状況です。その関係で江差中学校の改築整備事業のこの国の補助金の額が、大幅に変わってきました。

議案を刷り上げてしまった関係もあり、ちょっと手直し出来なかった部分もあって、お詫びを申し上げますけれども、来る早い機会の臨時議会の段階です。ね、財源更正をさせてもらえればと思っております。基本的にはこの国の補正額、国から来る交付金額が億単位でちょっと変わってくると。

それからもう1つはまだ額が示せないのはですね、「元気づくり臨時交付金」というのがまだ各自治体の内容が示されておりませんので、それらの数字がですね、まだどういう形になってくるかをお示しが出来ないものですから、額がきちっとこれだけになりましたという事については、今言及出来ない訳であります。従いまして、先ほど言いました債務負担の、地方債の補正の額もですね、これも大幅に変わってくる可能性がある、この事については町の立場からすればかなり良い方向になってきました。億単位、2億近くなる可能性がある、このように思っておりますので、短所高所から百歩譲ってご理解いただければと思っております。

#### (議長)

「総務財政課長」

#### 「総務財政課長」

補正予算と関連がございますので、議案第16号でございます。「江差町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例の制定」でございます。

8ページ、議案の8ページでございます。資料が23ページでございます。この内容でございます。内容は3つの基金条例につきまして、廃止するというものでございます。この3つにつきましては、江差町ふるさと創生基金、これは平成元年に設置したものでございます。運用用途につきましては、地域づくり事業を推進するための内容という事になります。先程も現在高申し上げました、127,365円でございます。

それから2つ目でございます。江差町営林基金につきましては、昭和39年の設置でございます。運用用途につきましては、町有林野の増強をするものでございます。さらにその経営を通じて財政の向上に資するという内容でございます。現在高は242,785円でございます。

それから3つ目でございます。江差町郷土史編さん基金でこれは昭和48年に設置した条例でございます。運用用途につきましては、郷土誌の編纂発行でございます。現在高は5,468,212円でございます。

廃止の理由でございます。これらは「既に目的を達成又は当面活用の見込みがない基金について、廃止して、財政調整基金に統合する。」という内容でございます。

しかしながら、この3つの基金条例を廃止するといたしましても、その基金の目的とする事業、これが今後必要に応じて過疎金、あるいは一般財源で財源措置を講じて実施することとするという風に考えてございます。

以上が廃止条例の概要でございます。

**(議長)**

資料差し替えのため、暫時休憩いたします。

(休憩)

**(議長)**

休憩を閉じて再開いたします。

「総務財政課長」、説明をお願いします。

**「総務財政課長」**

大変申し訳ございません。一部議案の変更でございます。今お手元に配布いたしました「第3表 繰越明許費」の部分の訂正でございます。上から4つ目、「商工費 かもめ島上遊歩道防護柵整備」でございます。これの金額8,533千円でございます。9,482千円に訂正となります。大変申し訳ありません。よろしく申し上げます。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、一括質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「横山議員」

**「横山議員」**

まず私から。基金を廃止するという事で、3番の「江差町郷土史編さん基金

条例」これが載ってますが、先程の説明ですと、目的を達したというような事を言われてますが、私はまだまだこの江差町においてはこの郷土史はもっともっと進められるべきだし、あれする事があるだろうと思いますので、これはそのまま私は残してその姿勢を町としての姿勢を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(議長)

「総務財政課長」、「社会教育課長」

「社会教育課長」

今の郷土史編さん基金条例を残した方が良いのではないかという事でありました。先程の総務財政課長の説明にもあった通りですね、今の所、昭和の段階までですね、郷土史の方については編さん終わっております。

それである程度の一段落と言いますか、ある程度の事業は終わったんだという風な今の段階での判断でありまして、今後ですね、総務財政課長の説明の通りですね、また必要な時期があつたら一般財源でという形でのご説明だったと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長)

いいですか。次、「小野寺議員」

「小野寺議員」

補正の関係、国の補正の関係で特に町長からもありましたが、元気づくり交付金についてお聞きしたいと思うのですが、個々の事はともかく今町長もおっしゃいましたけれども、全国的に同じだと思うのですが、要は情報をどれだけその政府の考えている部分についての的確に我が町の事業に組み込めるのか、組み込めないのか、そこにきつとかかっていると思うんです。この間担当課長さん方に聞いてもですね。

それでお聞きしたいのは、そこら辺財政サイドだと思うんですけども、統一的に一元的に、そしてその最も情報を得る手法も含めてですね、道なり国なりできちっとなってるのか。何か聞いた部分で言うと、直接ダイレクトにここに聞いたからわかったとかっていうのが無いわけでもない。江差町だけでなく、他の町も含めてなんですけども。ここら辺、ある町では結局その情報が遅れた為にちょっとした事で事業がダメだったとかもありますので、まだ町長の話ですと、残ってる部分まだこれから何か手を打てば事業として採択になる部分があるのかどうかも含めて、ちょっと教えていただきたいなと思います。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

この元気づくり交付金というのはですね、実際には時期的な事を申しますと昨年の12月にこの経済対策、大型補正が出てきた。でも元気づくり交付金というのはその後に出てきている、時間的にはそういう事になります。

当初この経済対策の大型補正のですね、中身というのは補助金をまず第1に示します。この補助金の裏というのは当然一般財源、町の持ち出しになります。その時はですね、一切この元気づくり交付金の充当というのはまったくなかった訳でございます。したがって、江差町もそうなんですけれども、各町においてはですね、裏財源のいわゆる補助金の裏をですね、今の財政状況と照らし合わせまして、色々皆さんは考えながら財政状況を考えながら、手を挙げたということになります。ところがですね、その後に元気づくり、裏負担を8割から9割という事になりますけれども、それが出てきたと。その時点では手を挙げたものについては各町全部そうなんですけれども、元気づくり交付金がありまして、だから手を挙げて下さいという事にはならないんです。最初から補助金を出しますよと。経済対策で補助金が4割でも5割でも出しますよ、その裏をですね、一般財源で確保しなきゃならないというのが、一番最初の考え方。元気づくり交付金は確かに大きいんですけれども、時期的にはずっと後の話ですから、情報が入ってきている所とか情報が入ってきてない所には、なかなかそういう事はないという風に私どもは考えてございます。

(議長)

いいですね。はい、「町長」

「町長」

元気づくり交付金というのは、総務財政課長が答弁させてもらった通りなんですけれども。自治体の方の絡みからすると特にあの北海道町村会の方の立場からすると、大型補正に手を挙げれと言われてもですね、裏負担が心配で手を挙げられなかった部分というのは、これはまあ間違いなくある訳です。そのことが国政に北海道町村会を含めてですね、各6団体含めてですね、要請行動をした結果ではこの元気づくり交付金というのが、改めてこの裏負担を補填するための制度として出してきたと。こういう事なものですから当初手を挙げた所はあってもですね、その元気づくり交付金が出てきたから手を挙げてですね、こ

れ救える状態になってない訳ですね。ですから、先もの勝ちという様な所もない訳ではないんですけども、政府の方の国の方の立場からすると、今状況とすればそういう状況下になっている。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

今の点わかりました。もう1つ併せて今裏の話が出ましたけれども、特に中学校、小学校関係で起債が先程説明ありました。これは基本的には交付税などで確か見られるものだと思うのですが、これは説明抜きになるとですね、単純に起債が増え、江差町の財政うんぬんという論議にも、問題がある。もうちょっと起債の地方債の今回補正できたという事について、国の考え方簡単にちょっと説明して下さい。

(議長)

「総務財政課長」

起債につきましてはですね、今これは決定した起債の種類ではないんです。たくさんあります。過疎債もありますし、学校教育施設整備債ですか。そういうものもありますけれども、大体ですね、過疎債という事で実は当初考えたんですけれども、なかなか過疎債というのは枠があるものですから。今の時点ではですね、過疎債にするか、それから学校施設整備債にするかというのはちょっと固定は出来ないですけども、今の国庫補助金とですね、照らし合わせながらですね、考えていきたいなという風に思っております。

「小野寺議員」

基本的にこれ交付税でみられるという前提で走ってるんですよね。

「総務財政課長」

大体過疎債でいきますと7割みられますし、そんな数字は持っています。

(議長)

いいですか。「小笠原淳夫議員」

「小笠原淳夫議員」

農林水産費の暗渠排水事業ですか。これにちょっとお伺いしますけれども。

これ去年、年度内にほとんど工事は終わったという感覚持ってるけれども、補正予算ですから、また新たに出来たものかなと思って。その辺どうなのか1つ。

それから工事にあたってはよくあの補助整備区域内が該当だと言ってるみたいですね。それで既存の田んぼは該当にならないのはどういう訳なのか。それちょっと併せて。2点質問します。

それからもう1点はかもめ島の遊歩道ですけれども、先般委員会ではかもめ島は江差町の財産だと。大部分が江差町の物だという風に初めて聞いたけれども。それであれば当然江差町が金を出すんだろうと思うんだけど、これは道からの大部分ですね。その辺もうちょっと親切に教えて欲しいと思います。以上です。

**(議長)**

「農林水産課長」

**「農林水産課長」**

国の暗渠の関係ですけれども、24年の12月の国の大型補正で実施をさせていただきます。それは繰越明許にして、24年度の大型補正ですね。24年度で繰越明許で秋口から工事を実施させていただきます。面積的には43.2㎡、haの農地について実施をして、もう既にその分は終了させていただきます。

24年度の予備費の中で今やる訳ですけれども、これについては暗渠の面積については11.2ha、それともう1つは区画拡大という事で、畦畔の除去をしますけれども、これについては8.2haを予定、予定と言いますか実施をする事でもう既に国の方に申請を出してございます。ご存知の通り、暗渠排水については一反当たり15万円の定額補助でございます。そしてそれから出た分については個人の負担という事になります。

それと区画拡大については、一反当たり10万円の定額補助という事でございますので、これについてももう既に申込みをしておきまして、繰越明許という形で事業については今年度の農家の作業が終わった後に事業が実施されるという事で、今は計画してございます。

それと補助整備内じゃなくて、既存の以外の部分が補助対象にならないのかという部分については、この制度そのものは既に暗渠整備を実施した区域という事になってます。そんな意味では補助整備区域内の部分が対応になるという風に考えてます。

それと水系の絡みもあります。それらの部分も含めて今のところは補助区域内での事業が対象になるという事であります。

(議長)

「環境住宅課長」

「環境住宅課長」

それとかもめ島の遊歩道ですね、改修工事の補正でございますけれども、実は平成21年にもですね、360mこの補助金をいただいて整備してございます。720mの総務財政課長言いましたけれども、720mがですね、いわゆるご覧の通り柵も壊れて景観上好ましくないという事でかなり懸案がございました。実はその当初は3年契約でやろうという事で考えてましたけれども、たまたま大型補正という事の中でですね、採択を得たという事で今回そのすべての720mを補助金をいただいて整備するという事になりましたのでご理解いただきたいと思えます。

(議長)

いいですか。「小笠原淳夫議員」

「小笠原淳夫議員」

継続事業だという考え方ですね。それでさっき既存の所の出来ないのかと聞いたんですけども、その辺ちょっとわからなかったけれども。例えば既存の所では随分あるんですよ。鹹川の沢とか小黒部の沢とかね。そういう所もあるし、何か出来ればそういう所もやるべきだと思うんですけども、その辺もうちょっと。

(議長)

「町長」

「町長」

小笠原議員、かもめ島のこの補助事業の関係についてはさっきもお話させてもらってる様に、国の方の立場からすると町の方に対する大型補正もあるんです。北海道に対する大型補正もあるんですね。その北海道の大型補正絡みの中でこの江差町のかもめ島のこの遊歩道の部分をすくってもらったと。こういう事になっている訳で。したがってさっきお尋ねの件については、そういう立場の中でうちの方から道の大型補正絡みの中にそれに組み込ませてもらったと。こういう事で道の方の負担金でやらせてもらおうと。こういう事の内容でございます。

(議長)

「農林水産課長」

「農林水産課長」

既存の部分の田んぼ、鰯川とかあちらの方なんですけれども、国の事業の中では既に補助整備を実施をしている地区という制限がありまして、それらの部分に該当してこないという風に考えています。

これについては面積要件もありますし、人数要件も実はございます。それとさっき言った水系の問題もありますので、それらをクリアしないと出来ないというのが今の実態なので、今の所は先程申した通り、既に一度実施をした区域以外は対象にならないという形になります。

(議長)

いいですか。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。採決は、条例先議であります。

(議長)

まず、議案第16号 江差町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例等を廃止する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第1号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第12号)につ

いて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第9、議案第32号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第13号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第32号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第13号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては国の補正予算に関連する事業及び、町道除雪対策に係る補正経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ55,945千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,693,860千円とするものでございます。併せまして繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

**(議長)**

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

補正予算の第13号でございます。3ページの予算構成表、これで説明申し上げます。

1つ目でございます。「鶉ダム附帯施設整備負担金」でございます。

内容です。老朽化した附帯施設の取水塔凍結防止装置、それから屋外カメラ及びスピーカー等監視設備、これらを新設又は更新をするものでございます。

事業主体は厚沢部町で総事業費18,500千円です。補助金等差引いた2,525千円、これを江差町と厚沢部町で按分して負担をするという事になります。鶉ダムの管理協定にございます、江差町は32%の負担金になります。

補正額が 808 千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に「道路ストック点検及び南が丘団地線舗装補修」でございます。資料が No.2 の資料が配布してございます。その中に資料 35、それから資料 36 ございますので併せてご覧いただきたいと思っております。

内容でございます。町道の主要 6 路線、南が丘団地線他 5 つの路線でございますけれども、これの路面性状の調査をします。それから 2 路線、馬坂線と陣屋椴川線でございます。これの法面の調査を実施するものでございます。

そして、併せまして南が丘団地線の舗装の改修を行うものでございます。

補正額が 18,440 千円、財源内訳は国庫支出金が 17,149 千円、一般財源が 1,291 千円でございます。

それから次に「除雪ドーザ購入」でございます。

内容です。平成 3 年に購入しました除雪ドーザを更新するものでございます。

補正額が 21,200 千円、財源内訳は国庫支出金 17,920 千円、一般財源が 3,280 千円でございます。

次に「全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動装置整備」でございます。資料 34 ございます。併せてご覧いただきたいと思っております。

内容でございます。防災緊急情報を自動的に配信するシステムを整備するものでございます。

具体的には、江差町内のエリアにいる方に携帯電話へ緊急情報を発信する内容でございます。

情報の種類等につきましては、資料の 1 ページの下の方に記載しております。補正額は 9,236 千円、財源内訳は国庫支出金 9,235 千円、一般財源は 1 千円でございます。

以上が国の予算補正を活用しての補正でございます。

続きまして「町道除雪対策」でございます。

内容は除雪事業に係る予算に不足が生じることとなりましたことから、賃金等所要の補正をお願いするものでございます。

補正額は 4,028 千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に「車両管理」でございます。

内容は直営で実施しております除雪事業に係る大型車両等の燃料費等の補正をお願いするものでございます。

補正額は2, 233千円、財源内訳は全額一般財源でございます。

以上、補正額合計55,945千円でございます。財源内訳は国庫支出金44,304千円、一般財源は11,641千円となるものでございます。一般財源は、普通交付税を充当するものでございます。

最後に7ページをまたお開き願いたいと思います。「第2表 繰越明許費補正」でございます。ただ今、説明いたしました補正事業のうち、記載の4事業、これにつきまして翌年度に繰り越して使用するための、繰越明許を行うものでございます。

以上でございます。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

**(議長)**

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

**(議長)**

議案第32号 平成24年度江差町一般会計補正予算(第13号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

11時半まで休憩いたします。

(休 憩)

(議長)

日程第10、議案第2号 平成24年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第2号 平成24年度江差町国民健康保健費特別会計補正予算(第3号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、国民健康保険事業、平成23年度療養給付費負担金返還にかかる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,316千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,092,504千円とするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上、議決方よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは補正予算議案の29ページの予算構成表でご説明申し上げます。事業名「国民健康保険事業(レセプト点検員配置)」でございます。

補正額が3,923千円の減額でございます。

内容につきましては、昨年の12月議会にて補正をしました医療費適正化対策事業への予算振替から、不執行が見込まれる経費について減額をお願いするものでございます。

次に事業名「平成23年度療養給付費負担金返還」でございます。

補正額 2,607 千円。

内容につきましては、平成 23 年度分の精算に伴うもので、対象費用の確定に伴い、国からの療養給付費負担金の超過交付分 2,607 千円について返還するものでございます。

財源は全額繰越金を充当する部分でございます。よろしくお願いいたします。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

**(議長)**

おはかりします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

**(議長)**

議案第 2 号 平成 24 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算 (第 3 号) について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第 2 号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第 11、議案第 3 号 平成 24 年度江差町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第3号 平成24年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、職員人件費及び介護サービス勘定における歳入不足見込に伴う財源更正に係わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ927,930千円とするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「健康推進課長」

「健康推進課長」(補足説明)

補足説明いたします。補正予算議案書の41ページの予算構成表で説明いたします。保険事業勘定におきまして、各科目に計上している職員人件費の補正でございます。

補正額の合計は2事業合わせまして159千円となっております。補正の内容は人事異動による給料の調整と、退職手当組合、共済組合負担金の負担率改正によるものでございます。各種手当の補正内訳につきましては50ページの給与明細書をご覧いただきたいと思います。説明は割愛させていただきます。

次に介護サービス勘定繰出金でございます。

補正額は1,443千円でございます。

内容はサービス事業勘定における職員人件費の不足と、サービス事業勘定において利用者が計画より減少した結果、サービス計画費収入が1,780千円の収入不足となったものでございます。これによりサービス勘定に繰り出すものでございます。

以上合わせまして保険事業勘定の補正額は合計で1,602千円となります。財源はいずれも町一般財源からの繰入金でございます。

53ページをご覧ください。予算構成表で説明いたします。

サービス事業勘定における職員人件費の補正でございます。補正額は49千円でございます。

内容につきましては、保険勘定と同じですので説明は割愛させていただきます。

財源は保険事業勘定からの繰入金でございます。

居宅介護予防支援費の補正でございます。

補正額は386千円の減額としております。これは介護予防計画プラン作成委託件数の減によりまして、委託費において不用額が生じたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

**(議長)**

議案第3号 平成24年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第4号 平成24年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第4号 平成24年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、中継ポンプ場電気設備等の保守に係る債務負担行為をお願いするものでございます。

具体的内容については担当課長より説明いたします。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

67ページをお開き下さい。債務負担行為をお願いする事項につきましては、五勝手中継ポンプ場電気設備保守委託、期間は平成24年度から25年度、限度額250千円。江差上ノ国下水道管理センター電気設備保守委託、同じく平成24年度から25年度、363千円。4月1日からの委託を予定しておりますので、債務負担行為をお願いするものでございます。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

**(議長)**

おはかりします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第4号 平成24年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。